

## 都市行財政の充実強化について

(新潟県市長会)

都市自治体が自主的かつ自立的な行財政運営が行えるよう、国においては、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられるよう強く要望する。

### 1 地方創生の実現について

- (1) 地域おこし協力隊員について、特別交付税における前住所要件の撤廃及び同隊員招致に係る準備経費を対象とするなど、財政支援の改善を図ること。
- (2) 社会人、学生の地方への移住促進施策の拡充を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
- (3) 地方創生関連の交付金については、地方の実情を踏まえた柔軟かつ弾力的な運用を図り、引き続き、十分な予算を確保すること。
- (4) 企業の地方拠点の拡大を図り、地方への移転の流れを確実なものとするため、税制特例措置の適用期間を更に延長するとともに、地方企業の賃金、待遇改善に向けた支援策を充実すること。
- (5) 企業の地方移転を促進し、農村の持続的発展と地域経済の活性化を図るため、「過疎法」及び「地域未来投資促進法」に基づく地方税の減収補てん制度を地域の実情に応じて柔軟に運用すること。
- (6) 地方における財産相続の負担軽減と事業承継促進に向けた支援策の拡充を図ることで、担い手となる若者層の首都圏流出を抑制し、過疎地域での事業や技術を着実に承継できるようにすること。
- (7) 地方創生推進交付金の地域間連携については、各自治体が独自性のある事業実施を推進できるよう交付対象要件を見直すこと。

### 2 地方交付税の確保について

- (1) 地方の実態に即した財政需要を的確に見込み、必要な地方交付税を確保するとともに、人口減少や基金残高増加が普通交付税減額の要因とならないよう、算定方法の見直しなど適切な措置を講じること。
- (2) 地方交付税の財源不足については、地方交付税の法定率の引上げ等により、特例措置である臨時財政対策債に依存しない制度を確立すること。
- (3) 都市自治体が行っている公的病院等への運営費支援について、従来どおり基準額の全額を特別交付税措置すること。
- (4) 平成31年度の普通交付税及び臨時財政対策債を平成22年度と同額を維持すること。
- (5) 地域おこし協力隊員の活動経費など、国の施策を推進する取組の財源には個別の補助金で措置すること。

### 3 地方債等の充実について

- (1) 公債費負担の軽減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還について、年利等の対象要件を緩和したうえで、再度実施すること。
- (2) 過疎対策事業債および辺地対策事業債について、所要額を確保するとともに、人口減少対策をはじめ地域活性化策等、市町村が幅広く利用できる制度とすること。
- (3) 公共施設等適正管理推進事業債について、財政負担の平準化を図り、安定的かつ計画的な事業実施のため、事業年度を延長するとともに、交付税措置を拡充すること。

### 4 国庫補助金の財源確保について

国の施策に基づき事業・サービスを実施しているが、地方自治体の事業執行に支障が生じることのないよう、補助率どおりの所要額を確保すること。

### 5 過疎対策の推進について

過疎地域自立促進特別措置法で指定されている過疎地域が、引き続き、これまでと同様に実効性ある過疎対策を推進できるよう、同法の有効期限を延長すること。

### 6 教育環境・文化の充実について

- (1) 児童生徒にきめ細やかな指導が行えるよう、教職員の基礎定数について早期に見直しを図ること。
- (2) 特別支援学級における児童生徒の定数の引下げを行うとともに、特別支援教育支援員の適正配置について、十分な財政措置を講じること。
- (3) 特別支援教育の充実を図るため、地方単独事業として配置している教育補助員に対する財政措置を講じること。
- (4) 複式学級を解消するため、法改正により小学校の16人以下を中学校と同じ8人以下とするよう、学級編制基準を改善すること。
- (5) 高等学校教育における公私格差を解消するため、就学支援金を拡充するとともに、私立高校の安定的な運営ができるよう、私学助成の拡充を図ること。
- (6) 地域の実情を踏まえた中学校運動部活動の支援に向け、学校と地域のスポーツ団体とが協働して部活動に取り組む環境整備について、財政支援を講じること。
- (7) 公立学校施設の耐震化事業や新增築・老朽化対策等を計画的に推進できるよう、必要な財源を確保すること。
- (8) 学習環境の改善のため、トイレ等の学校施設の整備に対する国庫補助事業について、必要な財源を確保すること。
- (9) 学校におけるICT環境を整備するため、機器の整備に十分な財政措置を講じること。
- (10) 建築基準法第12条に基づく建築物定期報告について、学校施設をはじめ、多岐・多数の建築物を管理する都市自治体の財政負担に対し、財政支援措置を講じること。
- (11) 犯罪から子どもを守るための対策に関する各省庁の取り組みを一層推進するとともに、地方自治体の取り組みに対する財政支援等を充実すること。  
また、通学時における子どもの安全確保に関するガイドラインを作成するとともに、通学路の安全対策をより強化するため、防災・安全交付金の対象を拡

充すること。

- (12) 外国語教育においてALTを確保するため、JETプログラム以外のALTを配置した場合についても地方交付税等による財政措置を講じること。
- (13) 生徒のスポーツ活動の機会を確保するため、日本中学校体育連盟に対して、同連盟が定める全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程の人数条件を緩和するよう指導すること。
- (14) 地方自治体が地方再生、地域の教育ニーズに応じた独自の教育施策を円滑に展開できるよう、地域の実情を踏まえ教育予算を充実し、適切に配分する仕組みを創設すること。

## 7 社会保障・税番号制度への対応について

社会保障・税番号制度システム整備費用については財政措置を継続し、全額国庫負担とすること。

## 8 地デジ放送移行後の支援について

地上デジタル放送移行により必要となった共聴施設の維持管理費、大規模修繕や撤去費用について、新たな支援制度を創設するとともに、共聴施設等の整備に伴い必要となった電柱共架料について、負担軽減措置を講じること。

## 9 地縁団体の認可について

自治会機能を維持するため、過疎が進む地域の実態を踏まえ、区域外に住所を有する個人も構成員にできるよう、認可地縁団体の要件を緩和すること。

## 10 地籍調査事業の推進について

地籍調査事業を円滑に推進するため、国庫負担金分について十分な予算措置を講じること。

## 11 廃止石油坑井封鎖事業への対応について

廃止石油坑井封鎖事業については、市町村が法的根拠もなく、技術的ノウハウもない中で事業主体となることは負担が大きいと、国の責任において全面的に事業実施すること。

## 12 会計年度任用職員に対する給付の対応について

会計年度任用職員制度導入に伴う財源について、財政措置を講じること。

## 13 元号改正への対応について

元号改正に伴うシステムの改修に対する財政措置を講じること。